

核兵器禁止条約への批准を目指し、オブザーバー参加を求める意見書

広島と長崎にアメリカ合衆国の原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国際連合総会で歴史的な核兵器禁止条約が採択された。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効した。2024年1月16日現在、93か国が署名し、70か国が批准している。

核兵器禁止条約（以下「条約」という。）は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪した。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記している。

今年8月6日の広島での平和記念式典における広島市長の平和宣言も、同月9日の長崎での平和式典における長崎市長の平和宣言も、政府に対して条約への参加を求めている。政府は二つの宣言を重く受け止めるべきである。

核廃絶に向けて、目指すべきは、核兵器の開発から保有、威嚇、使用まで全てを禁止する条約への参加である。条約は、核廃絶の国際規範を確立するものであり、日本や核保有国も参加すべきである。

唯一の戦争被爆国である日本には、核保有国と非保有国の橋渡し役を担い、核廃絶をリードする責務がある。そのためにも、条約の締約国会議にオブザーバーとして参加し、条約に参加する国々と協力しながら、核兵器を持つ国々との対話を導き、核廃絶を進めていかなければならない。

核保有国と非保有国が、対話と協調による互いの努力によって「核兵器のない世界」を目指すべきである。

よって、政府においては以下のことに取り組むよう強く求める。

- 一、核兵器廃絶に向けて、核兵器禁止条約への批准を目指し、2025年3月に開催予定の第3回同条約締約国会議にオブザーバー参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日

鴻 巣 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿